

2011年度協約・協定改訂第4回団体交渉 震災関連と年休、休日出勤について議論！

**想定外は許されない！社員と乗客の安全を守るため万全な震災対策を！
年間20日の年休を取得できる要員配置をせよ！一方的な休日出勤を解消せよ！**

9月2日、本部は2011年度協約・協定改訂第4回団体交渉を開催しました。今回は、東日本大震災関連についての8項目と労働条件の16項目について会社と議論を行いました。

主な議論内容は以下の通りです。（◇組合主張 ◆会社主張）

◇大井基地に従事する社員は、津波が想定される場所に避難した。社員の命が危険にさらされることがあってはならない！

◆ハザードマップで津波危険予想地域に入れば対応する。

◇新幹線が災害等によって本線上で停車した際、マニュアルがない状況でどう避難・誘導するのか。新幹線は津波危険予想地域はないというが、本当に危険はないのか！

◆新幹線には津波危険予想地域がないので、停車して危険な場所はない。

◇大津波警報発令中は新幹線の運行を中止せよ！

◆自治体のハザードマップでは津波危険予想地域がないため運行した。

◇災害で出勤できない社員を恫喝するのは止める！

◆会社としてその様な事実は把握していない。

◇年間20日間の年休を取得できる要員を配置し、失効する年休を買い上げる
こと！

◆平均で17日取得できている。年休の趣旨に反するため買い上げる考えはない。

◇休日出勤を早急に解消すること！休日出勤は本人の承諾を得ること！

◆23年度は2～3泊の休日出勤が発生する。本人の承諾を得なくとも問題はない。

会社は、社員や乗客の命に関わる震災や津波の問題について、「危険である」という私たちの声に真摯に応える姿勢は見えません。労働条件についても全く不誠実な対応です。私たちは社員が報われる会社とするため、粘り強く交渉していきます。

第5回団体交渉は9月7日に開催されます。